あなたも、こんな体験をしていませんか?最近、県内で増えている無料商法の被害。無料商法とは、「無料サービ ス」、「無料体験」など、「無料」をうたい文句に実際は高額な商品を売りつけることです。今回は、そんな無料商法の 手口を紹介します。無料やお試しと言われても、申し込む前にもう一度考えてみましょう。そして、少しでも不安やおか しいなと感じたら、迷わずお近くの消費生活センターへご相談ください。

〈無料商法の手口〉

そんなつもりはなかったのに!

~無料ほど怖いものはない~

街中を歩いていたら、「無料体験だからぜひ試し てみて と言われて事業者につれて行かれ、サービ スなどの提供後、高額な商品やサービスの契約を 勧められるトラブルもあります。

エステや美容医療など、複数回にわたって施術を 受けることが多いものは、契約期間が長くなる場合 があり、その間に、関連する美容用品 (美顔器や化 粧品など) の購入を勧められるケースもあります。

友達から紹介された無料サンプル・・・のはずが

後日、請求書が届いてびっくり!

インターネットで「ダイエット効果あり」、「有名人 も使用しなどの広告を見て、無料サンプルを申し込 んだつもりだったが、実際は定期購入契約だったと いうトラブルが増加しています。下記のような表示 で、消費者の意思に反し、定期購入契約を誘導する ケースがあります。

- ○「お試し価格」、「初回無料」などの文字を目立た せ、お得感を過度に強調するような広告表示
- ○2回目以降は自動的に定期購入へ切り替わると いう規約を小さく表示

今だけお得!

か…、おいしい話 だわ。うふ♥

トラブル防止のポイント

◆執拗な勧誘へは「契約しない」とはっきり意思表明を

「契約しても後で何とかなる」とその場しのぎで契約してしまうことはトラブルの元です。勧誘を断る際に は「契約しません」、「必要ありません」とはっきり意思表示をするようにしましょう。「今は時間がない」と いったあいまいな言葉では、あなたの意思は相手に伝わりません。

◆「お試し価格」、「初回無料」などをうたう広告をみたら慎重に

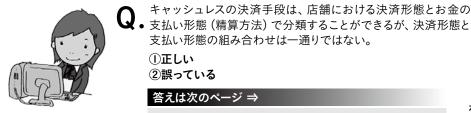
小さい文字で 「6か月以上の購入が条件」 などと書かれ、 定期購入契約であることに気づかず、 長期にわた る高額な契約をしてしまう可能性があります。規約はしっかりと読み、契約条件を十分に理解したうえで契約 しましょう。

※本内容は、県民生活・男女共同参画課が発行している新成人向け啓発冊子の「オトナガク」の内容の一部を編集して作成しています。

キャッシュレスの決済手段は、店舗における決済形態とお金の

ズで学ぼう!お金のイロイロ(問い)

知るぽるとHP「くらきんクイズ」より ※金融広報中央委員会の広報誌"くらし塾 きんゆう塾"から出題されたクイズです。



支払い形態の組み合わせは一通りではない。 ①正しい ②誤っている

答えは次のページ ⇒

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な 金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

www.shiruporuto.ip 高知県金融広報委員会 務局日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会 検索

知るぽるとキャラクター 矢口一海(矢口家の長女)